

## < 会則 >

### 第1条（名称）

本会の名称は、「北海道インストルメント・ミュージック・ネットワーク」とします。  
（通称「do-in」とします。）

### 第2条（目的）

北海道内に在住する、原則1950～1970年代の主にエレキ・インストを愛好する仲間が繋がりを持ち、集い親睦を深めることを設立の目的とします。

### 第3条（入会条件）

原則以下の3項目を全て満たしている個人及び団体が加入できるものとします。

北海道内に在住している個人及び団体。

原則1950～1970年代の主にエレキ・インストを愛好し、職業としてではなく、趣味として楽器を演奏している個人及び団体。

原則パソコンを所持しインターネットを利用して、情報交換が出来る個人及び団体。

### 第4条（活動内容）

本会は、次の事業を行うこととします。

年に1～2回程度、道内のある地域で演奏会及び親睦会を開催する。尚、年間の予定については第6条に定める役員会にて概略（開催時期・開催地等）を決定します。

インターネットを利用し、当会に所属する個人及び団体の活動情報（主にライブ情報等）の収集を図り本会のサイトで周知を行って行きます。

### 第5条（入会金、会費等）

本会は、入会金を1000円とし、脱会等の事情があっても返還は一切行わない事とします。尚、この資金は会の事務諸経費として支出をして行きます。（役員は金銭出納簿を用い支出入を明確にして置かなければなりません）

本会の運営上、事務諸経費の支出状況を踏まえ役員会の決定により、年会費を徴収する場合があります。

演奏会及び親睦会の参加における費用は、全て個人及び各団体負担とします。

### 第6条（役員）

本会は「代表1名」「幹事数名」で構成する。尚、役員任期は原則2年とし再選は妨げないものとします。

#### 第7条（脱会）

本会は、個人及び各団体の意思に基づき理由の如何に係わり無くいつでも脱会する事が出来ます。尚、再加入は妨げないものとします

#### 第8条（会則の更新）

本会則は役員の提起のもと、役員全員の合意の上随時変更及び更新が出来るものとします。

#### 第9条（解散）

加入団体 / 個人合わせて5団体（個人）以下と成った場合、或いは役員から解散についての意見提起があり役員会で審議をし、構成する役員の2/3の賛成があった場合は本会を解散します。

#### 附則（当会への加入推薦及び活動内容について）

第3条 項以外の個人・団体を本会員が加入推薦をする場合は別途定める所定の事項を役員に連絡し、役員会での合意のもとで加入を認めるものとします。

当会の活動内容は第4条に示した通りですが、親睦会を開催するに当っては、各会員が各地域の特性を生かし創意工夫で行うものとします。